

市税は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

納付を忘れてしまうと

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差し押さえないとされています。市では、納期限内に納税されている多くの方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、法律に基づく差し押さえなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※令和4年中の延滞金の率は、法律の規定により年8.7パーセントです(ただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年2.4パーセント)。

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

※市税は納期内納付が原則ですが、「災害、盗難、疾病」、「事業の休廃止」、「事業継続や生活維持の困難」などの一定要件に該当する場合には、申請により原則として1年以内に限り納付時期の遅延や分割納付、財産の差し押さえや換価が猶予される場合もありますので、早期にご相談ください。

休日夜間 納税・相談窓口の開設

- ▶休日 毎週日曜日の午前8時30分～正午
※年末年始を除く
- ▶夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時
※祝日、年末年始を除く
- ▶場所 税務課

令和4年度 市税納期限一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	6月30日(木)	8月31日(水)	10月31日(月)	12月26日(月)	
固定資産税 都市計画税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	5月31日(火)	8月1日(月)	9月30日(金)	11月30日(水)	
軽自動車税	全期				
	5月31日(火)				
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	8月1日(月)	8月31日(水)	9月30日(金)	10月31日(月)	11月30日(水)
	第6期	第7期	第8期	第9期	
	12月26日(月)	1月31日(火)	2月28日(火)	3月31日(金)	

市税の納付は口座振替のご利用を(令和4年度から口座振替の再振替は廃止します)

口座振替をご利用いただくと、市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、納め忘れや、納付のために金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。

▶**申し込み** 預金通帳と通帳届出印を持参し、市内各金融機関窓口または税務課で手続きをしてください。また、税務課では、キャッシュカードとその暗証番号により申し込みができます。申し込みの際は、取り扱えない金融機関やキャッシュカードがありますので、事前に問い合わせください。

コンビニ・スマホ決済アプリで納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付することができますので、ぜひご利用ください。スマホ決済アプリはダウンロードが必要となります。取扱い可能なアプリはPayB、LINEPay、PayPay、FamiPay、楽天銀行コンビニ支払いサービス(楽天ペイではありません)です。

▶コンビニ・スマホ決済アプリで納付できない納付書

- 納期限を過ぎたもの
 - パーコードのないものや、傷・汚れなどによりバーコードを読み取れないもの
 - 各期別(1枚当たり)の納付額が30万円を超えるもの
 - 金額を訂正したものや、金額を書き加えたもの
- ※これらの場合は、税務課や金融機関をご利用ください。

▶**注意事項** スマホ決済アプリをご利用の場合、領収書や納税証明書は発行されません。納税証明書が必要な方は税務課や金融機関、コンビニで納付してください。

▶**問い合わせ** 同課(内線236・237)

第2次行田市空家等対策計画を策定しました



市では、人口減少社会の到来に伴い、全国的に増加傾向にある管理不全な空き家などに対応するため、平成29年3月に空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づいた「行田市空家等対策計画」を策定しました。本計画は、予防対策、有効活用、管理不全な空き家などの解消を基本方針とし、空き家などに関する対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方や取り組むべき方向性を示すものです。

このたび、計画対象期間(平成29年度(令和3年度)の終了に伴い、基本方針などの見直しを行い、第2次行田市空家等対策計画を策定しました。なお、詳細は市ホームページをご覧ください。

▼**計画期間** 令和4年度(令和8年度)

▼**その他** 本計画の策定に当たり、1月26日から2月25日にかけて意見を募集したところ、2人から計5件の意見をいただきました。

▼**問い合わせ** 建築開発課空き家対策グループ ☎5500-1551

環境調査結果をお知らせします

市では毎年、河川の水質および底質、長善沼の水質、大気および土壌中のダイオキシン類に関する調査を実施しています。令和3年度の結果は次のとおりです。

1. 河川の水質(年平均値)

【調査日】 令和3年6月24日・8月19日・11月18日、令和4年2月24日

【結果】 長野落のBODは環境基準値を超えていましたが、それ以外は環境基準値を下回っていました。

測定地点	pH	BOD(mg/ℓ)	SS(mg/ℓ)
新忍川	7.7	2.3	19.8
長野落	7.7	8.7	23.5
北河原用水	7.7	3.2	29.8
左幹線水路	8.2	2.5	38.4
酒巻導水路	8.0	2.8	19.5
環境基準値	6.5~8.5	5以下	50以下

- pH(水素イオン濃度指数)：酸性かアルカリ性かの指標、7が中性
 - BOD(生物化学的酸素要求量)：有機物汚濁の指標
 - SS(浮遊物質)：水中に漂っている固形物質の量
- ※測定は年4回、各河川の上流・中流・下流で行っており、左記の結果は各河川の年間平均値です。なお、測定結果の詳細は市ホームページで公表しています。

2. 長善沼周辺の水質(年平均値)

【調査日】 令和3年6月24日・11月18日

【結果】 環境基準値を下回り、良好な結果でした。

(単位: mg/ℓ)

	pH	鉄	マンガン	亜鉛	銅	カドミウム	鉛	6価クロム	ひ素	総水銀
5時点	7.7	0.29	0.12	0.01未満	0.01未満	0.001未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.0005未満
環境基準値	6.5~8.5	—	—	—	—	0.001以下	0.01以下	0.05以下	0.01以下	0.0005以下

※測定は年2回、長善沼周辺の5時点で行っており、上記の結果は年間平均値です。なお、測定結果の詳細は市ホームページで公表しています。

3. 河川の底質

【調査日】 令和4年2月3日

【結果】 底質の暫定除去基準を下回り、良好な結果となりました。

測定地点	総水銀(mg/kg(dry))	ポリ塩化ビフェニル(mg/kg(dry))
長野落	上流	0.03
	中流	0.02
北河原用水	上流	0.06
	中流	0.09
底質の暫定除去基準	25以下	10以下

4. 大気中のダイオキシン類

【調査日】 [夏季] 令和3年8月16日~23日

[冬季] 令和4年1月18日~25日

【結果】 環境基準値を下回り、良好な結果となりました。

調査地点	ダイオキシン類濃度(年平均値)(pg-TEQ/m)
行田市役所	0.013
南河原支所	0.012
地域文化センター	0.013
環境基準値	0.6以下

※測定は年2回、夏季、冬季で行っており、上記の結果は年間平均値です。なお、測定結果の詳細は市ホームページで公表しています。

5. 土壌中のダイオキシン類

【調査日】 令和3年8月16日

【結果】 環境基準を下回り、良好な結果となりました。

調査地点	ダイオキシン類濃度(pg-TEQ/g)
馬見塚公園	0.4
鶴土井公園	5.6
地域文化センター	0.7
環境基準値	1,000以下

市では河川の汚染防止対策として、合併処理浄化槽の設置や適正使用の推進をしています。また、ダイオキシン防止対策として、野焼きに対する指導を行っています。

▶**問い合わせ** 環境課 ☎556-9530